

欧州データ保護法における 学術・研究目的適用除外

2020年6月16日

生貝直人 博士（社会情報学）

東洋大学経済学部総合政策学科准教授

GDPRと学術・研究目的：概観

- GDPR第85条で学術表現（academic expression）等、第89条で科学研究（scientific research）等と個人データ保護の調整を規定
- 前者はshall、後者はmayの加盟国開放条項として規定され、いずれも加盟国の裁量が大きく、各国で相当程度異なる規定が置かれる（旧データ保護指令時代から特に多様性が高い）
- この他、目的制限の緩和、特別な種類のデータに関する処理の同意以外の許容要件等を規定

GDPR第85条：取扱いと表現の自由及び情報伝達の自由 (Processing and freedom of expression and information)

- 第1項：加盟国は、法律によって、本規則による個人データ保護の権利と、報道の目的のための取扱い、及び、学術上、芸術上又は文学上の表現の目的のための取扱いを含め、表現の自由及び情報伝達の自由の権利との調和を保つ。
- 第2項：報道の目的、又は、学術上の表現、芸術上の表現又は文学上の表現 (journalistic purposes or the purpose of academic artistic or literary expression) の目的のために行われる取扱いに関し、加盟国は、個人データの保護の権利と表現の自由及び情報伝達の自由との調和を保つ必要がある場合、第2章(基本原則)、第3章(データ主体の権利)、第4章(管理者及び処理者)、第5章(第三国及び国際機関への個人データの移転)、第6章(独立監督機関)、第7章(協力と一貫性)及び第9章(特別のデータ取扱いの状況)の例外又は特例を定める。
- 第3項：各加盟国は、欧州委員会に対し、第2項に従って加盟国が採択した加盟国の国内法の条項を通知し、かつ、遅滞なく、その後の改正法又はそれらの条項に影響を与える改正を通知する。

GDPR第89条：公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いと関連する保護措置及び特例

- 第1項：公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的（scientific or historical research purposes or statistical purposes）のための取扱いは、本規則に従い、データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置に服する。それらの保護措置は、とりわけ、データの最小化の原則に対する尊重を確保するため、技術的及び組織的な措置を設けることを確保する。それらの措置は、それらの目的がそのような態様で充足されうる限り、仮名化を含むことができる。データ主体の識別を許容しない又は許容することのない別の目的による取扱いによってそれらの目的が充足されうる場合、それらの目的は、その態様によって充足される。
- 第2項：個人データが科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的で取扱われる場合、EU法又は加盟国の国内法は、そのような権利が、個別具体的な目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、その達成を深刻に阻害するおそれがある場合であり、かつ、そのような特例がそれらの目的を果たすために必要である場合に限り、本条第1項に規定する条件及び保護措置に従い、第15条、第16条、第18条及び第21条に規定する権利の特例を定めることができる。
 - ※第17条（消去の権利（「忘れられる権利」））については当該条文自体に例外規定有り

GDPR第89条：公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いと関連する保護措置及び特例

- 第3項：個人データが公共の利益における保管の目的のために取扱われる場合、EU法又は加盟国の国内法は、そのような権利が、個別具体的な目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、その達成を深刻に阻害するおそれがある場合であり、かつ、そのような特例がそれらの目的を果たすために必要である場合に限り、本条第1項に規定する条件及び保護措置に従い、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条及び第21条に規定する権利の特例を定めることができる。
- 第4項：第2項及び第3項に規定する取扱いが、同時に他の目的のためにも供される場合、その特例は、それらの項に規定する目的のための取扱いのみに適用される。

GDPR：目的制限と法的根拠

- 目的制限

- 第6条第1項(b) 「（個人データは）特定され、明確であり、かつ、正当な目的のために収集されるものとし、かつ、その目的に適合しない態様で追加的取扱いをしてはならない。公共の利益における保管の目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のために行われる追加的取扱いは、第89条第1項に従い、当初の目的と適合しないものとはみなされない。（「目的の限定」）」

- 通常の個人データ処理の法的根拠

- 第6条第1項(a)同意、(e)公共の利益または管理者に与えられた公的権限行使における職務の遂行、(f)管理者か第三者の正統な利益が用いられることが多い

- 特別な種類の個人データ処理の法的根拠

- 強固な本人同意原則だが、第9条第2項(j)において「求められる目的と比例的であり、データ保護の権利の本質的部分を尊重し、また、データ主体の基本的な権利及び利益の安全性を確保するための適切かつ個別の措置を定めるEU法又は加盟国の国内法に基づき、第89条第1項に従い、公共の利益における保管の目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のために取扱いが必要となる場合」の処理を許容

関連する主な前文（抜粋）

- (153) 加盟国の国内法は、報道、学問上、芸術又は文学上の表現を含め、表現及び情報伝達の自由を規律する規定と、本規則による個人データの保護の権利との間の調和を図らなければならない。報道の目的のため、又は、学問上、芸術若しくは文学上の表現の目的のためにのみ（solely for）行われる個人データの取扱いは、個人データの保護に関する権利と憲章の第11条に掲げられている表現及び情報伝達の自由の権利とを調和させる必要があるときは、本規則の一定の条項からの特例又は例外の対象になるものとする。（…）
- (159) 科学的研究の目的で個人データが取り扱われる場合、本規則は、その取扱いにも適用される。本規則の目的のために、科学的研究の目的のための個人データの取扱いは、例えば、技術開発及び展示、基礎研究、応用研究並びに民間資金の提供を受けた研究を含め、幅広く解釈されなければならない。加えて、欧州の研究領域を達成するというTFEU第179条第1項に基づくEUの目的を考慮に入れなければならない。（…）
- (33) 科学的研究の目的のための個人データの取扱いの目的をそのデータ収集の時点で完全に特定することは、しばしば、不可能なことである。それゆえ、データ主体は、科学的研究のための広く認められた倫理基準が保たれている場合、一定の分野の科学的研究に対して同意を与えることができる。データ主体は、予定されている目的が許す範囲内で、一定の分野の科学的研究のみ、又は、研究プロジェクトの一部のみに対して同意を与える機会をもつものとしなければならない。

参考：旧データ保護指令（DPD）

- GDPR第85条≒DPD第9条（個人データの処理と表現の自由）
 - Member States shall provide for exemptions or derogations from the provisions of this Chapter, Chapter IV and Chapter VI for the processing of personal data carried out solely for journalistic purposes or the purpose of artistic or literary expression only if they are necessary to reconcile the right to privacy with the rules governing freedom of expression.（※academicに言及無し）
- GDPR第89条≒DPD第13条第2項（例外と制限）
 - Subject to adequate legal safeguards, in particular that the data are not used for taking measures or decisions regarding any particular individual, Member States may, where there is clearly no risk of breaching the privacy of the data subject, restrict by a legislative measure the rights provided for in Article 12（※アクセス権） when data are processed solely for purposes of scientific research or are kept in personal form for a period which does not exceed the period necessary for the sole purpose of creating statistics.
- GDPR第9条第2項≒DPD第8条第4項（特別な種類のデータの処理）
 - Subject to the provision of suitable safeguards, Member States may, for reasons of substantial public interest, lay down exemptions in addition to those laid down in paragraph 2 either by national law or by decision of the supervisory authority.

英国法：GDPR第85条に基づく学術表現等適用除外

GDPR85条の適用除外	英国データ保護法における適用除外
第2章（原則）	第5条第1項(f)（完全性及び機密性≒セキュリティ）と第5条第2項（アカウントビリティ）を除く全て。つまり、適法性、公平性、透明性、目的の制限、データの最小化、正確さ、保存の制限の原則は適用されない
第3章（データ主体の権利）	第12条（データ主体の権利行使のための透明性のある情報提供、連絡及び書式）と第22条（プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定）を除く全て
第4章（管理者及び処理者）	第34条（データ主体に対する個人データ侵害の連絡）および第36条（高リスク処理前の事前協議）のみ。つまり、データ保護バイデフォルトや取扱い活動の記録、監督機関との協力、データ保護影響評価、データ保護オフィサー等々は適用される
第5章（第三国又は国際機関への個人データの移転）	第44条（移転に関する一般原則）のみ。越境移転規制に関わるルールは原則として適用される
第6章（独立監督機関）	特に無し
第7章（協力と一貫性）	第60～67条のみ
第9章（特定の取扱いの状況と関係する条項）	特に無し

Miranda Mourby, Heather Gowans, Stergios Aidinlis, Hannah Smith, Jane Kaye “Governance of academic research data under the GDPR—lessons from the UK” International Data Privacy Law, Volume 9, Issue 3, August 2019, Pages 192–206, を元に若干の修正を行なっている。

英国法：GDPR第85条適用除外を受けられる要件

DPA附則2（GDPRからの例外等）パート5（表現及び情報の自由を理由としたGDPR第85条第2項に基づく例外等）

- 当該処理が、「ジャーナリズム、学術、芸術、または文学資料の人による公表を視野に入れて行われる（carried out with a view to the publication by a person of journalistic, academic, artistic or literary material）」ものであり、かつ、管理者が、「当該資料の公表が公共の利益になると合理的に信じている」ことが必要
- 公表が公共の利益になるかどうかを判断する際、管理者は表現と情報の自由における公共の利益の特別な重要性を考慮に入れなければならない
- 公表が公共の利益になると信じるのが合理的かを判断する際、管理者は、当該公表に関連する以下の行動規範やガイドラインのいずれかを考慮する必要がある
 - BBC編集ガイドライン、Ofcom放送コード、編集者の行動規範
 - ※これらのリストは国務大臣による変更が可能

英国法：GDPR第89条に基づく科学研究適用除外

GDPRで規定されるデータ主体の権利	GDPR条文自体における調整	英国法の研究適用除外
第15条 データ主体によるアクセスの権利	特に無し	権利が処理の目的達成を妨げる、または著しく損なう範囲には適用されない
第16条 訂正の権利	特に無し	権利が処理の目的達成を妨げる、または著しく損なう範囲には適用されない
第17条 消去の権利（「忘れられる権利」）	権利が処理の目的を不可能にするか、深刻に損なう可能性がある場合には適用されない	GDPRに準拠
第18条 取扱いの制限の権利	行使された場合、データは、「重要な公共の利益」がある場合を除いて、データ管理者の同意を得た場合のみ処理できる（研究に固有の適用除外ではない）	権利が処理目的の達成を妨げる、または著しく損なう範囲には適用されない
第19条 個人データの訂正若しくは消去又は取扱いの制限に関する通知義務	遵守が不可能な場合、または比例しないな努力が伴う場合を除き適用される	アーカイブ目的にのみ除外規定があるが、研究目的には無し
第20条 データポータビリティの権利.	特に無し。ただし、公共の利益のために処理に必要な範囲では権利は適用されず、処理の基礎が同意である場合にのみ適用される	アーカイブ目的にのみ除外規定があるが、研究目的には無し
第21条 異議を述べる権利	公共の利益のために研究の処理が必要でない限り、適用される	権利が処理の目的達成を妨げる、または著しく損なう範囲には適用されない
第22条 プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定	決定がEU法か加盟国法により許される場合を除き適用される	特に無し

英国法：GDPR第89条適用除外を受けられる要件

DPA第19条（アーカイブ、科学研究、統計目的の処理：保護手段）

- 「データ主体に深刻な損害または深刻な苦痛を引き起こす可能性がある場合」には、当該処理は適用除外の対象にならない（GDPR第89条第1項の「データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置」を満たさない）
- 承認された医学研究（approved medical research）の目的を含まない限り、特定のデータ主体に関する措置または決定の目的での処理は適用除外の対象にならない
 - 承認された医学研究：2014年ケア法に基づく研究倫理審査委員会等の承認を受けた研究
- この他、特別な種類のデータに関して、①科学研究目的に不可欠であり、②GDPR第89条第1項の要件を満たし、③公共の利益に資することを要件とした処理根拠規定（附則1para4）

フランス情報処理・ファイル・自由法

第2部第3章第5節（ジャーナリズム、文学および芸術的表現のための個人データの処理）

- 第80条：特例として、第4条第5号の規定、第6、46、48、49、50、53、118、119条の規定、およびGDPR第5章の規定は、個人データの保護の権利と表現および情報の自由を調和させるためにそのような特例が必要な場合は、次の目的のために実行される処理には適用されない：
 - 1：学術的（universitaire）、芸術的または文学的表現
 - 2：当該職業の倫理規定に従った、専門家としてジャーナリスト活動の行使
- 前段落の規定は、反論権を行使するための条件を提供し、また、個人のプライバシーと評判に対する攻撃を制限し、妨げ、修復し、必要に応じて罰する、民法、文章または視聴覚プレスに関する法律、および刑法の適用を妨げるものではない。

フランス情報処理・ファイル・自由法

第2部第3章第4節（公共の利益におけるアーカイブ目的、科学的または歴史的研究、あるいは統計的目的のための処理）

- 第78条：個人データの処理が、遺産法典L.211-2条に従い公共の利益のための保管目的で公共アーカイブサービスによって実行される場合、GDPR第15、16、18～21条で規定される権利は、これらの権利がそれらの目的の達成を不可能または深刻に妨げる範囲には適用されない。GDPR第89条で規定される適切な条件と保証は、遺産法典と、公的アーカイブに適用されるその他の法律および規制の規定によって決定される。またこれらは、電子アーカイブに関する最新の標準に準拠することによっても保証される。
- 合理的かつ公表されたCNILの意見を受けて採択される国務院の政令（※次頁）は、科学的または歴史的な研究目的、および統計的目的のための処理に関して、GDPR第15、16、18、21条に規定される権利の全体または一部を制限できる条件および保証を決定する。
- 第79条：GDPR第14条5項(b)の条件の下で、個人データが最初に別の目的で収集されたとき、同第14条第1項から第4項の規定は、公共の利益のためのアーカイブ目的、科学的または歴史的研究、あるいは統計的目的のための処理、または統計法7条bisの条件下での統計目的のデータ再利用には適用されない。

フランス情報処理・ファイル・自由法 政令

(Décret n° 2019-536 du 29 mai 2019)

- 第116条：情報処理・ファイル・自由法第78条第2段落で規定される制限は、GDPR第15、16、18、21条で規定される権利が、特定の目的の達成を不可能または深刻に妨げる可能性があり、これらの目的を達成するためにそのような制限が不可欠な場合に適用される。
- 管理者またはその処理者により保持されるこれらの処理からのデータは、権限を与えられた人々のみがアクセスまたは変更することができる。これらの人々は、彼らの活動分野に適用される倫理のルールを尊重する。管理者がこれらの個人に付与する権限は、前段落の特定の目的と、次段落で規定される保証を尊重する。
- これらのデータは、当該配布における第三者の利益が、本人の利益または基本権および自由より優先しない限り、事前の匿名化なしに配布することはできない。研究成果については、当該配布がその発表のために絶対に必要でなければならない。配布されるデータは適切で、関連性があり、それらが処理される目的に関して必要なものに限定されている必要がある。（以下、）

フランス情報処理・ファイル・自由法

第1部（共通規定）第1章（原則と定義）

- 第4条第2項：（個人データは）特定の明示的かつ合法的な目的で収集され、これらの目的と互換性のない方法でさらに処理されることはない。ただし、公共の利益における保管目的、科学的または歴史的研究目的、または統計的目的のためのデータのさらなる処理は、当該処理に適用されるGDPRおよび本法の規定に従って実行され、かつ、データ主体に関する決定を行うために使用されない場合、データ収集の初期目的と互換性があると見なされる。
- 第4条第5項：（個人データは）処理する目的に関して必要な期間を超えない期間、関係者の識別を可能にする形式で保管される。ただし、個人データは、公共の利益における保管目的、科学的または歴史的研究目的、または統計的目的のためにのみ処理される限り、この期間を超えて保持される場合がある。公共の利益のための保管目的で保持されるデータの選択は、遺産法典のL.212-3条に規定されている条件の下で行われる。

ドイツ連邦データ保護法 (BDSG)

第1部 (GDPR第2条に準拠する目的で処理するための実施規定) 第1章 (個人データ処理の法的根拠) 第2節 (特別な処理の状況)

- 第27条：科学的または歴史的な研究目的および統計目的のデータ処理
 - 第1項：GDPR第9条第1項の例外として、研究・統計目的に必要であり、処理におけるデータ管理者の利益が処理をしなかった場合のデータ主体の利益を大幅に上回る場合、本人の同意なしに、特別な種類の個人データを処理することができる。データ管理者は、BDSG22条に基づき、データ主体の権利を保護するための適切かつ具体的な措置を採らなければならない。
 - 2項：研究・統計目的を不可能とするか深刻に損なう場合、GDPR第15、16、18、21条の権利は制限される。第15条のアクセス権は、データが科学的な研究の目的に必要であり、情報の提供が不均衡な努力を伴う場合には適用されない。
 - 3項：研究・統計目的で処理される個人データは、データ主体の正当な利益に反しない限り、当該目的上可能となり次第匿名化される。それまでの間、情報を識別されたまたは識別される個人に帰属させる特性は別個に保存されなければならない。それらは、研究・統計目的に必要な限りにおいて情報と組み合わせることができる。
 - 4項：データ管理者は、データ主体が同意した場合か、研究結果の提示に不可欠な場合のみ、個人データを公開することができる。

アイルランドデータ保護法

- 第43条（データ処理と表現及び情報の自由）
 - 第1項：ジャーナリズムの目的、または学術的、芸術的、または文学的な表現の目的での処理を含む、表現および情報の自由の権利を行使する目的での個人データの処理は、民主主義社会における表現と情報の自由の権利の重要性を考慮して、規定の遵守がそのような目的と両立しない場合には、第2項で指定されるデータ保護法の規定の遵守から除外されるものとする。
 - 第2項：第1項の目的で指定されるデータ保護規則の規定は、第5条第1項(f)を除く第II章（原則）、第III章（データ主体の権利）、第IV章（管理者および処理者）、第V章（個人データの第三国および国際機関への転送）、第VI章（独立した監督当局）および第VII章（協力と一貫性）とする。
 - 第3項：委員会は、自らの主導で、第1項に従って個人データの処理が除外されるか否かの検討を含む法律問題について、高等法院に決定を委ねることができる。
 - 第4項：控訴は、高等法院の許可により、第3項に基づく法律問題に関する同裁判所の判断に対して、控訴裁判所に行うものとする。
 - 第5章：民主主義社会における表現と情報の自由の権利の重要性を考慮に入れるため、その権利は広い意味で解釈されなければならない。
- ※この他GDPR第89条対応の科学研究等適用除外規定

EDPS（欧州データ保護監察官）

「データ保護と科学研究に関する予備的意見」（2020年1月）

- GDPRにおける科学研究のための特別なデータ保護レジームは、以下の3つの基準を満たす場合に適用されるものと理解できると整理
 - 1) 個人データが処理され、
 - 2) インフォームド・コンセント、説明責任、監督（oversight）の概念を含む、方法論と倫理についての関連分野の基準が適用され、
 - 3) 当該研究は、主として1つまたは複数の私益に奉仕するのではなく、社会の集合的知識と福祉（well-being）を増大させることを目的として行われる。
- 特に今後の取り組みが求められる領域として以下を提示
 - データ保護当局と研究倫理審査委員会の連携
 - 研究活動のためのEUレベルの行動規範と認証システム
 - EU研究支援プログラムとデータ保護基準
 - 科学研究と公共の利益根拠に関する議論（ヘルスケアや気候変動への対応等に関わる、企業から研究者への公益データ提供のための枠組）

EDPS（欧州データ保護監察官）

「データ保護と科学研究に関する予備的意見」（2020年1月）

- 科学研究に関わるデータ保護施策の調和と法令遵守等への信頼向上するため、例えば以下の内容を含む、GDPR第40条の行動規範（codes of conduct）規定を活用したEUレベルでの行動規範策定や、同第42条の認証メカニズムの活用を提言
 - データ処理および/または保護のための合法的な根拠としての有効な同意の要件
 - 特別な種類の個人データに関するレジーム
 - 研究者が追求する正当な利益
 - 研究データおよび科学出版物の仮名化
 - 権利の潜在的な制限の文脈における、データ主体の権利行使
 - 研究分野におけるデータ保護・バイ・デザインの実施
 - 個人データの第三国または国際機関への転送
 - オンライン・マニピュレーションや誤情報流布の調査などの特定のプロジェクトのための、民間企業、特にテック・プラットフォームによる独立した研究者へのデータ提供

我が国との若干の対比

- 実質的な衡量
- 特別な種類の個人データ
- 学術表現と科学研究
- 公共の利益
- 行動規範・倫理審査